

あ行

アイストップ

- ・まちかどなどにある建築物や樹木といった、人の視線を引きつける役割を果たす対象物をいいます。(P20 他)

アースカラー

- ・大地の色に由来する、低彩度で落ち着いた色のある色彩のことをいいます。(P107)

アクセントカラー

- ・主となる色に添えて、変化をつけたり、主色を引き立てたりする色のことをいいます。また、「差し色」ともいいます。(P118)

一定規模以上

- ・景観法第 16 条に基づく届出対象行為と同義です。(P37 他)

オープンスペース

- ・都市や敷地内で、建物のたっていない土地、空地のことをいいます。(P24 他)

か行

鎌倉市都市マスタープラン

- ・都市計画法第 18 条の 2 に規定された市町村の都市計画に関する基本的な方針をいいます。本市の都市マスタープランは、都市計画・まちづくり分野の総合的かつ具体的な計画であると同時に、総合計画の都市整備に関わる部分の計画としての位置づけを持っています。(P3 他)

基調色

- ・建築物の外壁や屋根などの大部分を占める基本となる色彩のことをいいます。(P46 他)

景観アドバイザー

- ・都市景観条例第 33 条に規定されたもので、都市景観の形成に優れた識見を有する方を委嘱し、公共施設計画など景観形成上重要な事項について専門的なアドバイスを得る制度をいいます。(P39 他)

景観協議会

- ・景観法第 15 条に規定されたもので、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構等により組織された協議会のことをいいます。景観計画区域における良好な景観の形成のために必要な協議を行います。(P186 他)

景観重要建造物

- ・景観法第 19 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物をいいます。(P133 他)

景観重要建造物等保全基金

- ・都市景観の形成に重要な建造物を対象に、後世に

伝えることを目的とした保全事業の推進を図るために設置した基金をいいます。(P133 他)

景観重要建築物等

- ・都市景観条例第 30 条に規定されたもので、市長が指定した都市景観形成に重要な建築物等をいいます。(P133 他)

景観重要公共施設

- ・景観法第 8 条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたものをいいます。(P4 他)

景観重要樹木

- ・景観法第 28 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木をいいます。(P133 他)

景観整備機構

- ・景観法第 92 条に規定されたもので、公益法人又は特定非営利活動法人(NPO 法人)で、景観行政団体の長から指定された団体のことをいいます。管理協定に基づいた景観重要建造物や景観重要樹木の管理など、景観法第 93 条に規定されている様々な業務を行います。(P183 他)

景観地区

- ・景観法第 61 条に規定されたもので、より積極的に景観形成を図っていく地区において都市計画に、建築物の形態意匠、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の敷地面積を定めることができます。建築物の形態意匠は市町村長の認定制度により、それ以外は建築確認により担保されます。(P4 他)

景観づくり賞

- ・鎌倉市都市景観条例第 34 条に規定された表彰制度です。都市景観の形成に貢献する活動を評価することにより、さらに良好な都市景観の形成を推進することを目的としています。平成 15 年度に制度を創設し、これまでに 5 回の事業を実施しました。(P183)

公共サイン計画

- ・観光施設などの案内・誘導をするための表示や標識をデザインし、システムを計画することをいいます。(P86 他)

高度地区

- ・都市計画法第 9 条第 17 項に規定されたもので、市街地の環境を維持し、又は、土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める制度です。(P184 他)

さ行

彩度

- ・世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表します。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色になります。(P46他)

敷き際

- ・敷地が通りと接する境界部分のことをいいます。(P44他)

色相

- ・世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表します。色相は色みのことをいい、赤R・黄Y・緑G・青B・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPの10の色相があります。無彩色はNで表します。(P46他)

シーケンス

- ・「移動することで変化する景色」、「徐々に変わっていくデザイン」など一つの景だけでなく、連続させて展開する景色をいう。(P32他)

自主まちづくり計画

- ・鎌倉市まちづくり条例第13条に規定されたもので、住民が主体となって一定の地区を対象として快適な居住環境の保全を図ることを目的に計画を策定し、市長に提案したものをいいます。(P183他)

住民協定

- ・良好なまちの環境の維持・増進を図るために、自治会や町内会単位で住民が自発的に、建築物等に関する取り決めや約束ごとを定める協定をいいます。法的な根拠はありません。(P187他)

スカイライン

- ・山や建築物などが空を区切ってつくる輪郭線をいいます。(P28他)

ストリートファニチャー

- ・街頭を彩る家具という意味で、バスの停留所などの小建築物やベンチ、街路灯、ごみ箱などが含まれます。(P32他)

スプロール

- ・市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成することをいいます。(P28)

セットバック

- ・建築物等の壁面を後退させることをいいます。(P45他)

た行

多自然化

- ・河川の改修、整備などを行う際に、本来の自然環境を極力損なわないように、生物の良好な生育環

境に配慮した工法を取り入れることをいいます。(P19他)

地区計画

- ・都市計画法第12条の5に規定されたもので、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの配置や建築物の建て方等を地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりをすすめる計画をいいます。(P183他)

D/H (ディー・パイ・エイチ)

- ・建築物などを見るときの見え方や、建築物による外部空間の囲まれ感などを表す指標で、視点から対象物までの水平距離であるDを、見る対象物の高さであるHで除したものをいいます。この計画では、「D=道路幅員・H=建築物高さ」をいいます。(P51他)

デザインレビュー

- ・鎌倉市都市景観条例に規定されたもので、個々の建築物等の設計段階におけるデザイン協議のことをいいます。事業者は、行政手続きに入る前に景観形成協議会とその計画について議論することで、基準への適合だけでなく、地区にふさわしい景観形成の考え方を共有できる制度です。(P112他)

デザインコード

- ・地域の景観を構成する要素の「配置」、「色」、「形」、「素材」における空間の秩序を形成する「視覚的な約束事」のことです。(P119他)

電光表示装置

- ・電氣的に発行することにより、常時表示内容を変化させることができる装置のことをいいます。(P106他)

特別緑地保全地区

- ・都市緑地法第12条第1項に規定されたもので、都市における良好な自然環境となる緑地について、建築物の新築、木竹の伐採等の行為を許可制とするとともに、損失補償や土地の買入れ等により現状凍結的に保全しようとする地区です。(P22他)

都市計画基礎調査

- ・都市計画法第6条に規定されたもので、概ね5年ごとに国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等現況及び将来の見通しについての調査をいいます。調査の結果をふまえ、都市計画の策定やその実施の検討が行われます。(P98)

な行

は行

パラペット

- ・建築物の屋上などの端の部分から立ち上げられた小壁や手摺壁のことをいいます。(P64 他)

ピオトープ

- ・野生生物の生息・生育空間をいいます。(P73)

ピクトグラム

- ・絵文字や絵言葉などの図記号の一種であり、表現対象である事物や情報から視覚イメージを抽出、抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したものをいいます。(P178)

ピスタ

- ・両側に並木や建築物などが並んだ狭く長い眺めで、「通景」「見通し線」などとも言われます。(P24 他)

プロムナード

- ・フランス語で「散歩」あるいは「散歩の場所」(散歩道・遊歩道)を意味する語のことをいいます。(P27)

ペントハウス

- ・建築物の屋根よりさらに突き出した部分のことをいいます。エレベーター機械室部分であり、「塔屋」ともいいます。(P46 他)

ポケットパーク

- ・道路整備や交差点等の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園のことをいいます。(P26)

ボラード

- ・歩道に車が進入したり乗り上げたりすることを防ぐための車止めのことをいいます。(P167)

ま行

MICE (マイス)

- ・MICE とは、Meeting (会議・研修・セミナー)、Incentive tour (報奨・招待旅行)、Convention または Conference (大会・学会・国際会議)、Exhibition (展示会)の頭文字をとった造語です。インバウンド振興策の一環として、国や自治体により誘致活動が盛んに行われています。(P100)

明度

- ・世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表します。明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色になります。(P46 他)

や行

誘目性

- ・無意識のうちに人間の目を引きつける性質のこと

を言います。誘目性の高い意匠とは明暗の変化が大きなもの、周辺から際だつ色を使ったもの、サイズの大きなものなどがあげられます。(P45 他)

ユニバーサルデザイン

- ・文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報のデザインをいいます。(P177)

ら行

緑地協定

- ・都市緑地法第45条第1項及び第54条に規定されたもので、住民自身による良好な市街地環境の形成を目的として、緑地協定を締結しようとする土地の所有者・借地権者または、開発事業者等が、区域、保全又は植栽する樹木等の種類とその場所、垣または柵の構造、管理に関する事項等の必要事項を定め、市町村長の認可を得て締結される協定です。(P187)

緑化地域

- ・都市緑地法第34条第1項に規定されたもので、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について定めることができる地域です。(P187)

歴史的風土

- ・古都保存法第2条第2項に規定されたもので、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいいます。(P11 他)

わ行